新旧対照表

新	旧	備考
(会派)	(会派)	
第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成する	第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成	
ものとする。	するものとする。	
2 会派は、同一の理念を有する議員で構成し、活動す	2 会派は、同一の理念を有する最少一人の議員で	2. 持ち帰り事項の②、
る。議員は、一人の場合においても届け出ることができ	構成し、活動する。	③は1人会派の表現を独
<u>る。</u>	3 議会は、議会運営等において少数会派を尊重す	立させる回答。これが7
3 議会は、会派間の公平性を確保しなければならな	るものとし、会派間の公平性を確保しなければなら	会派であり、この意見を
い。また、少数会派の活動を保障するもの	ない。	採用した。
とする。	4 会派は、議会運営、政策立案等に関し、必要に	3. 大方の意見は、少数
4. 省略	応じて会派間で協議を行い、合意形成に努めるもの	会派の活動を保障する
5. 削除	とする。	という回答。
	5 会派代表者会議に関し、必要な事項は、別に定	5.7会派が会派代表者
	めるものとする。	会議は削除という回答
		であった。今後検討課題
		とする。
(市民に開かれた市議会)	(市民に開かれた市議会)	
第5条 議会は、本会議、委員会及び委員会協議会を原	第5条 議会は、本会議、委員会及び委員会協議会	現状維持でいく
則公開とする。ただし、公開しない場合については、そ	を原則公開とする。ただし、公開しない場合につい	
の理由を明らかにしなければならない。	ては、その理由を明らかにしなければならない。	
2 議会は、 <u>市民(だれも)</u> が傍聴しやすい環境を整え	2 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう	
るよう努めるものとする。	努めるものとする。	

(市民の声を反映させる議会)	(市民の声を反映させる議会)	
第6条 議会は、議案・請願・陳情等について、適切、	第6条 議会は、公聴会制度を積極的に活用し、市	
誠実に審議・審査するものとする。	民等の意見を聴取する機会の確保に努める。	
2 議会は、議案・請願・陳情等の審議・審査に当たっ	2 議会は、参考人制度を積極的に活用して、市民	
て、必要に応じて、市民等の意見を聴く機会を設ける。	等の専門的又は政策的学識等を聴取する機会の確	
3 請願・陳情を提出した代表者は、趣旨について委員	保に努める。	
会において陳述することができる。	3 議会は、議案・請願・陳情等の審議・審査をす	
4 議会は、条例提案等の政策提言をするに当たって、	るに当たって、誠実に処理するものとし、必要に応	
関係者等との懇談やパブリックコメントなどの手段に	じて、市民等の意見を聴く機会を設ける。	
より、意見を聴く機会を設けることができる。	4 議会は、条例提案等の政策提言をするに当たっ	
	て、関係者等と懇談し、意見を聴く機会を設ける。	
(広報・広聴活動)	第7条 議会は、市民への説明責任を果たすため、	
第7条 議会は、市民の知る権利を保障し、議会と市政	議会報告会を年1回以上開催するものとする。	
に関心を高めるため多様な方法を用いて広報活動の充	2 議会報告会に関し、必要な事項は、別に定める	
実に努めなければならない。	ものとする。	
2. 議会は、広報・広聴の充実のため、広報広聴委員会		
を設置するものとする。		
	(請願・陳情)	
第8条 議会は、市民への説明責任を果たすため、議会	第8条 議会は、請願及び陳情を適切、誠実に審査	
報告会を年1回以上開催するものとする。	するものとする。	
報告会を年1回以上開催するものとする。 2 議会報告会に関し、必要な事項は、別に定めるもの		

第4章~	
第7条 議会は、公聴会制度を積極的に活用し、市民等	
の意見を聴取する機会の確保に努める。	
2 議会は、参考人制度を積極的に活用して、市民等の	
専門的又は政策的学識等を聴取する機会の確保に努め	
<u>る。</u>	